

市議会定例会提出議案（藤沢市事務分掌条例等の一部を改正する等の条例の制定）に同意することについて

次のとおり藤沢市事務分掌条例等の一部を改正する等の条例の制定について市長から意見を求められたので、本教育委員会は、原案に同意する。

2007年（平成19年）11月 9日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

提出する議案

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について市長から意見を求められたことによる。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

藤沢市事務分掌条例等の一部を改正する等の条例の制定について
藤沢市事務分掌条例等の一部を改正する等の条例を次のように定める。

2007年（平成19年）12月3日提出

藤沢市長

山 本 捷 雄

藤沢市事務分掌条例等の一部を改正する等の条例
(藤沢市事務分掌条例の一部改正)

第1条 藤沢市事務分掌条例（昭和59年藤沢市条例第9号）の一部を次のように
改正する。

第2条の表中

福祉健康部	1 保健衛生に関すること。 2 社会保障に関すること。 3 社会福祉に関すること。	を
-------	---	---

保健福祉部	1 保健衛生に関すること。 2 社会保障に関すること。 3 社会福祉に関すること。	に
こども青少年部	1 子育て支援に関すること。 2 青少年の健全育成に関すること。 3 母子保健に関すること。	

改める。

(藤沢市立児童館条例の一部改正)

第2条 藤沢市立児童館条例（平成9年藤沢市条例第40号）の一部を次のように
改正する。

第9条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(藤沢市青少年会館条例の一部改正)

第3条 藤沢市青少年会館条例(平成3年藤沢市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第4条, 第5条, 第8条, 第9条及び第11条から第13条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条中「教育委員会が」を削る。

(藤沢市少年の森条例の一部改正)

第4条 藤沢市少年の森条例(昭和55年藤沢市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第3条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第4条から第6条まで, 第8条, 第9条, 第12条及び第13条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条中「教育委員会が」を削る。

(藤沢市地域子供の家条例の一部改正)

第5条 藤沢市地域子供の家条例(平成2年藤沢市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第3条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第4条から第6条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条中「教育委員会が」を削る。

(藤沢市青少年相談センター条例の廃止)

第6条 藤沢市青少年相談センター条例(昭和40年藤沢市条例第8号)は, 廃止する。

附 則

この条例は, 平成20年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、次世代育成支援に関わる全庁的な取組を更に強化・推進するため、新たにこども青少年部を創設し、あわせて青少年育成に関する事務を教育委員会生涯学習部からこども青少年部に移管するとともに、福祉健康部の再編に伴い部の名称を改めるため、藤沢市事務分掌条例等の改正等をする必要による。